

## 厚生労働省からのお知らせ

# 2024（令和6）年秋以降は、 保険証とマイナンバーカードが一体化されます

マイナンバーカードをなくしたり、  
手元にない場合は？

2024（令和6）年秋以降、マイナンバーカードを申請していない人、紛失・更新中の人やお手元にカードがない人などは、ご加入の医療保険の保険者に申請いただくことで、ご本人の被保険者資格の情報などを記載した「資格確認書」が無償交付されます。

「資格確認書」を医療機関等の窓口で提示することで、引き続き、一定の窓口負担で医療を受けることができます。

健康保険証は  
いつまで使えますか？

2024（令和6）年秋以降、新規の健康保険証は発行せず、2024（令和6）年秋の時点でお手元にある有効な保険証は、その時点から最長1年間（※）使用することができます。

※有効期限が2025（令和7）年秋より前に切れる場合はその有効期限まで。

**マイナ受付  
対応しています**  
医療機関や薬局で、保険証の代わりにマイナンバーカードを使う新たな方法。それが「マイナ受付」です。

**マイナンバーカードが  
保険証として使えます。**

マイナンバーカードを保険証として使うと

- POINT 01  
より高い医療が可能に！  
従来の医療機関でも、高額療養費の認定手続きなどは、今までは窓口での受付が前提でしたが、より適切な受付が受けられるようになります。一部医療機関・薬局には、マイナ受付が導入されています。
- POINT 02  
手続きなしで限度額以上の一時的な支払が不要に！  
医療費超過認定はなくなり、高額療養費制度における医療費負担の軽減が実現されます。

事前に登録するだけで利用できます！

詳しくは [マイナポータル](#)

※令和5年7月31日現在



マイナンバーカードはこの  
ポスターやステッカーを  
貼っている医療機関・薬局  
で 利用可能 です！

もっと詳しく知りたい人はフリーダイヤルに問合せください  
マイナンバー総合フリーダイヤル ☎ 0120-95-0178